

一関市介護職員研修奨励金事業 Q & A

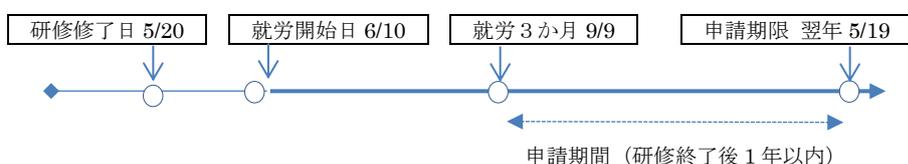
- Q 1 前年度中に介護職員初任者研修（または実務者研修）を修了したが、申請可能か？
- A 申請日前1年以内に資格を取得していれば、申請が可能です。ただし、市内に所在する介護保険サービス事業所に、3か月間継続して勤務し、申請時においても勤務を継続していなければなりません。

【注意！！】

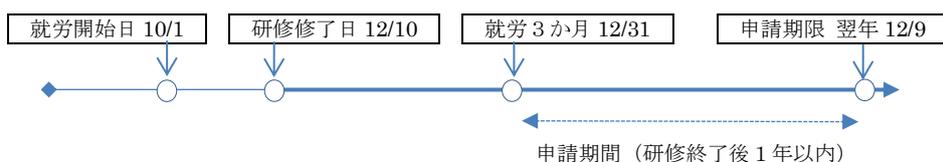
介護職員初任者研修もしくは実務者研修を修了した日から1年以内に申請してください。申請が遅れると奨励金が交付されません。

※ 新卒者は、介護保険サービス事業所に3か月間継続して介護職員として週20時間以上勤務した日から1年以内に申請してください。

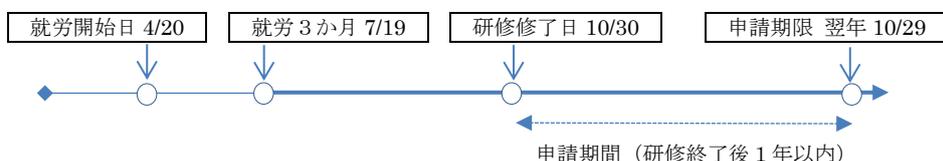
例1) 研修修了後に就労した場合



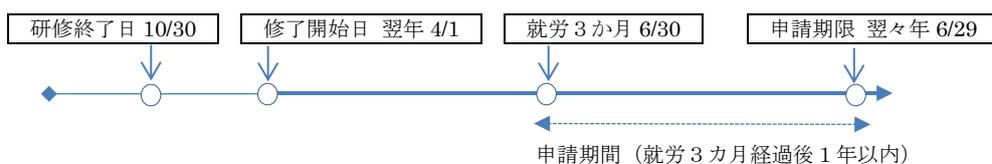
例2) 就労後に研修修了した場合～その1～



例3) 就労後に研修修了した場合～その2～



例4) 在学中に資格を取得し、新卒として採用された場合



- Q 2 奨励金の対象とする経費は？
- A 受講料（テキスト代含む）とします。
- Q 3 受講費用を銀行振込やコンビニなどで支払ったため、振込明細や払込受領書などしかない場合でも申請は可能か？
- A 金融機関からの利用明細等で以下の①～④の事項が確認できる場合は、領収書に代わるものとします。①介護職員初任者研修または実務者研修の費用である旨の記載、②支払日、③支払い者氏名、④金額

- Q 4 領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいか？
A 研修機関に再発行を依頼してください。研修機関が発行するもので領収書に代わるもの（支払い証明書等の、研修名、支払い者氏名、金額、支払った日が記載されているもの）でも構いません。
- Q 5 受講費用をクレジットカードで分割払いにした場合はどうするのか？
A クレジットカード会社に受講料が全額支払われていることを確認するため、クレジットカードの支払明細書の提出が必要です。受講料等の確認をするため、研修名、支払い者氏名、金額、支払った日が記載されている書類も添付してください。
- Q 6 研修機関の分割払いを設定し、申請年度中に支払い自体が完結しないのですが？
A 支払いを完了し、支払いを終えたことを証明する書類（領収書など）を提出しなければ、交付対象になりません。
- Q 7 分割払いの場合に生じる手数料は交付対象となるか？
A 交付対象にはなりません。
- Q 8 介護職員初任者研修（または実務者研修）の修了試験に合格できなかったため、再試験等の追加費用を負担した場合、追加費用は交付対象となるか？
A 再試験等の追加費用は交付対象としません。
- Q 9 交通費は対象となるか？
A 交通費は対象になりません。
- Q10 最初に就労した事業所では3か月未満で退職してしまったが、次の事業所で3か月以上継続して就労した。交付の対象となるか？
A 交付対象となります。ただし、申請時も就労中であることが必要です。
- Q11 複数の事業所で勤務期間を合算すると3か月となるが、交付対象となるか？
A 同一法人内で市内に所在する事業所であれば交付対象です。同一法人内でも、市内に所在する事業所に2か月、市外に所在する事業所に1か月就労した場合は、市外に所在する事業所は合算対象とできないため、交付対象となりません。
- Q12 3か月間継続して就労したが、非常勤職員であった。交付の対象となるか？
A 常勤・非常勤を問わず、週20時間以上、3か月間継続して就労していれば交付の対象となります。
- Q13 2年間就労し、今年、介護職員初任者研修（または実務者研修）を修了したが、交付対象となるか？
A 現在も就労中であれば交付対象となります。研修修了後1年以内に申請してください。
- Q14 市内事業所に就職したつもりが、市外の事業所に配属になった。対象となるか？
A 交付対象になりません。
- Q15 市内事業所に就労しているが、他市町村に居住し通勤している。対象となるか？
A 市内に住所を有する者が対象なので、交付対象になりません。